

滋賀県立

聴覚障害者センター

だよの



— 76号 —

発行日/平成 27 年 1 月 10 日
発行所/草津市大路 2 丁目 11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

合理的配慮と意思疎通支援をめぐる 差別解消法施行に向けた動き

条約の理念が盛り込まれる

基本方針案

内閣府「障害者政策委員会」(委員長：石川准静岡県立大学教授)の第16回が10月20日(月)、第17回が10月27日(月)に、第18回が11月10日(月)に開催されました。同委員会に政府委員として石野富志三郎(滋賀県立聴覚障害者センター所長)が出席しています。

16回委員会では、障害者差別解消法の基本方針案が示され、それに対する意見交換が行われました。続いて、第17回の委員会では、引き続き意見交換がなされました。(以下「障害福祉関係ニュース」より転載)

(○)委員意見、●事務局回答)

○ 基本方針は、障害者差別解消法に基づく差別解消の柱づくりをするものと理解していたが、どこにも法によって解消したい差別の定義が示されていない。まず、何がこの差別に当たるかを示すべきではないか。

○ 基本方針が、前提として障害者権利条約、障害者基本法の精神を踏まえていることやそれらとの整合性があることを書く必要性があるのではないか。また、基本方針の冒頭部分に権利条約に謳われた「合理的配慮」の定義を追加し、障害者差別解消法の「必要かつ合理的な配慮」と同じ意味であるとの解釈を示すべきではないか。

ないか。

● 差別解消法は、権利条約の趣旨を踏まえており、障害者基本法にある差別禁止を具体化する法律として制定されているが、差別の定義は、差別解消法においても書かれていない。法の審議過程においても、不当な差別、合理的配慮についての事例の収集は不十分であった。このため、施行3年後、それまでには蓄積されていると思われる諸事例によって差別の範囲を検討することが、参議院での附帯決議に書かれている。しかし、差別についての考え方は権利条約の趣旨を踏まえているので、そのうえで何らかの言及をすることは可能である。また、合理的配慮義務についても、「意思表示があるとき」を基本としつつ、障害者と相手方との建設的な対話を可能とさせるようなものとした。書きぶりは、関係省庁と調整させていただきたい。

この他、差別解消支援協議会へは、障害当事者を参加させる必要があるのではないかと、女性差別など複合差別の問題や欠格条項についても言及するべきではないかとの意見に対し、事務局からは、できるだけ反映させていきたいとの回答がありました。

第18回が11月10日に行われ、第16、17回における委員の意見等を反映した障害者差別解消法の基本方針の修正案

について協議されました。

「石野委員からの主な意見」

1. 「合理的配慮」の具体的内容や好事例について、人的な支援も含まれることを明確に示し、また仮にその支援に専門的な知識や技術が必要であったとしても、その支援の提供を検討することが、障害者への合理的配慮を考えるうえで必要不可欠であることを明確に示すことを検討いただきたい。

2. 前回の会議において「合理的配慮の具体例」として示されている、筆談や読み上げ、分かりやすい表現を使っている説明は、専門的な知識を有しない対応方法として示したと事務局より説明されたが、聴覚障害者の情報アクセスとしては、障害当事者に十分に伝わる方法ではない。本委員会でも、くしくもこの項目について、情報アクセスに障害のある委員からも指摘がありました。意思疎通の部分について専門的なコミュニケーション・支援員の設置や手話通訳者・要約筆記者の活用について、ぜひ明記いただきたい。

このような内容を取り入れて「障害を理由とする差別の推進に関する基本方針案」は概ね了承されました。パブリックコメントを経て今年早々の閣議決定を目指すことになるでしょう。

聴覚障害者向けソフト 制作担当職員研修会（青森）

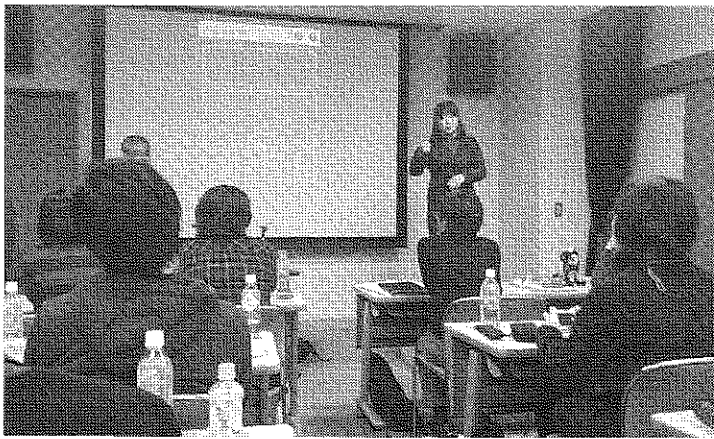
平成26年11月5日（水）～7日（金）
青森県聴覚障害者情報センターで行われた平成26年度全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会に参加してきました。

今回の研修会は東北で開催されるということで、聴覚障害者情報提供施設における聴覚障害者向け映像等の制作および情報保障、情報支援のあり方について、東日本大震災を経験された岩手、福島、宮城3県の方を迎え、緊急災害時における役割や課題などについて考えました。

感じられたことは、情報提供施設の役割として、平常時からできていないことは非常時でもできないということ念頭に置き、日ごろからのサービス体制を整えておくことが重要であり、やるべきことをやっておく必要があること。その内容は、手話通訳や要約筆記者の派遣（また、それにつながる養成）。聴覚障害者に対してはその地域にあった様々な防災に関する学習、情報提供（聴覚障害者向け映像資料等の制作）。相談や支援体制の構築（関係

機関や当事者団体等との連携）。さらには地域へ聴覚障害者の理解を深めるため、支援者を増やすためには啓発としての情報発信などが考えられると思われます。

その他のプログラムでは、電話リレーサービスの報告や字幕制作の基礎、トラブルシューティング、基礎と



応用に分かれての技術演習、また、情報保障情報支援のためのICT活用として、啓発などに使えるタブレットを利用したアプリの紹介などもありました。さらには、全国の聴覚障害者の担当者と考えた日常業務でよく使う映像制作関係の手話の発表もあり、大いに盛り上がりました。最終日のグループ討議でも、話したいことが山盛りで、時間が足りないほどで、全国の仲間たちと情報交換や交流を深めた3日間となりました。

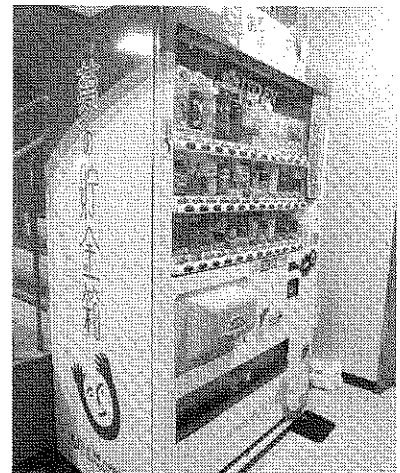
参加者は41名。青森という遠方にもかかわらず、大勢の参加者となりました。来年度は群馬で開催する予定です。

自動販売機で社会貢献

センターの自動販売機を新しく更新しました。

今回の自動販売機はドリンク1本につき10円が寄付となる社会貢献自動販売機で、日本財団が運営する「夢の貯金箱」に活用されます。

寄付金をつかって取り組むプロジェクトは、寄付者参加型企画「ゆめちよ総選挙」によって決まるそうです。聴覚障害者関係の事業に使えるといいですね。また、この自動販売機は停電時でも手回し自家発電で電気をつくり、商品を取り出せるライフライン自動販



売機で、緊急災害時には飲料を提供することが出来ます。

みなさん、積極的に購入して頂いて社会貢献に参加してくださいね。

玄関自動ドアを修繕

センター開所以来、メンテナンスが出来ていなかった自動ドアの修繕を行いました。

利用者の安全を考え、早急に対応が必要なことから、これまで県に要望を行ってまいりました。ようやく今年度予算化され、更新を行うことが出来ました。

更新されたのは自動ドアの駆動部とセンターなので、ドア自体はそのまま、見た目は変わっておりませんが、安心してご利用ください。

盲ろう者への支援を学ぶ

今年度の「盲ろう者通訳・介助者養成講座」は、9月に8名の受講生でスタートしました。登録手話通訳者1名、手話学習者2名、これまでかかわりしなかったけれども支援をしたい、寄り添いたいと申し込んでくださった方が5名で、どなたも熱心に取り組んでくださっています。

最近の講座の様子から

盲ろう者の支援には移動の介助が欠かせません。そのため、滋賀県立視覚障害者センターや近江鉄道の協力をいただき、実地訓練をカリキュラムに取り入れています。今年度は、二日連続の集中形式。寒風吹き荒ぶなか、受講生は集中力を途切れさせることなく、階段、エスカレーター、狭い歩道など



実地訓練～介助訓練の一コマ～

での介助訓練に真剣な眼差しで臨んでいました。電車の乗降訓練では、「盲ろう者の安全はもちろん、一般の利用者や電車の運行への配慮も必要になる」と講師。それを聞いた受講生の表情は一層引き締まったものになりました。



電車の乗降訓練

次は観察実習へ

知識や技術を一定程度身につけた受講生は、12月、1月と、先輩の通訳・介助者の動き方を学ぶ観察実習に入ります。これまで身につけてきた知識と技術が、現場でどのように活かされているのかを見て学びます。

講座は2月まで。残り僅かとなりましたが、多くのことを学んでいただき、支援者として、またよき理解者として自信を持って活動していただきたいと思います。願うばかりです。

障害者差別解消法について

去る10月29日、2014年度近畿ブロック聴覚障害者相談支援従事者交流会を当センターに於いて開催しました。近畿二府四県から聴覚障害者への相談支援を担う施設職員や行政職員など26名が参加しました。

まず当センターの石野所長から、最近の国の動きや、障害者差別解消法の施行を踏まえ、差別の解消に向けた取り組みの必要性について話がありました。

参加者はこの話を受けて、日常の生活支援を通して感じた聴覚障害者に対する差別事例について意見交換を行いました。それぞれの地域にはまだまだ根深い差別があること、直接的差別と間接的差別の違いなども知ることができました。「聴覚障害者自身が差別を受けていることを意識することの大切さ」を、周囲が認識することが重要で、改めて社会に障害の理解を促すため

自立を支える支援とは ～近畿の相談支援の担当者が集う～

の取り組みの必要性を感じました。また、近畿での聴覚障害者相談従事者が日常的に情報交換や研鑽ができるような研修が必要であることを強く感じました。

聴覚障害者の人権を守るために

続いて「成年後見制度などから人権を考える」のテーマで、特定非営利活動法人あさがおの西川健一氏の講演がありました。

講演では、成年後見制度の説明だけでなく障害者の権利をどのように護っていくかや、聴覚障害者の相談支援を担う専門職の役割や価値観について、やわらかい雰囲気でも分かりやすく話されました。成年後見制度に係る利用手続き、後見人として選ばれた場合の様々な義務や注意点、支援内容、地域との連携などに関する具体的な内容でした。

聴覚障害者の成年後見は、その障害の特性や生活背景などの理解と共に、「当事者の幸せとは何か」を考えることが最も重要であることを学ぶことができました。



次回開催されたときも、参加してよろしいですか？

～「きこえの福祉講座」(彦根地域)からの報告～

11月15日(土)の午後、彦根市障害者福祉センターを会場に「きこえの福祉講座」を開催しました。講座には、冷たい風と小雨が降るなか、彦根市、豊郷町から聞こえに不安を感じておられる方、東近江市の介護関係者など9名が参加されました。

聞こえない立場から学ぶ

はじめは、難聴の聞こえ方、話すことは自由にできても、どのような聞こえ方で、どう困るのかをパワーポイントを使って詳しく講義をいただき、そのあと、どんな配慮があれば、聞こえにくさを感じなくて済むのかなど、聞こえにくい人の立場で発表をいただきました。日常生活で、聞こえやすくする補聴援助システムなどの紹介もありました。そのあと、希望者には個別に聴力検査を受けていただき、待ち時間を利用して質疑応答、難聴に関するDVDの鑑賞をしていただきました。

また参加したい

今回の受検者の中には、すでに手帳保持者が3名、手帳に該当するレベルの方も1名おられました。また、軽度のため、磁気誘導ループの試聴も試そうとされない方もおられ、会議などの場では聞き取れず、不自由だけれど補聴援助システムを試そうとしないという抵抗感を持たれている方もおられました。聴覚障害者の認定レベルには該当しないけれど、不便は十分に感じるレベルの方からの質問には、どこで補聴器が買えるのか、このような話は初めて聞いた。もし在住地で再度開催される場合に、福祉講座というが、再度受講してもよいかという質問もありました。

要約筆記の利用は

難聴について質問できるところがないのだと感じます。また、自宅で開く一周忌法要に要約筆記者の派遣ができるのか、という質問もありました、現在の意思疎通支援事業では、場面への制約はなくなっているはずと回答しました。



中学三年生の福祉体験学習 ～「見る・聞く・触れる」を通して～



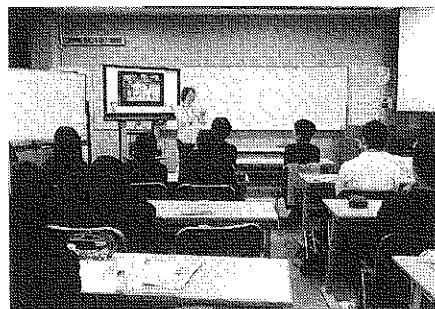
「『聴覚障害に特化した学習』の場を探しているのですが」と電話がかかってきたのは夏の終わりごろでした。電話は大津市立真野中学校の3年生担当の先生からでした。生徒たちがそれぞれの希望に合わせて老人福祉や子ども福祉、障害者就労支援、視覚障害者理解、聴覚障害者理解、ユニバーサルデザインに関する12の事業所に行って学び、それを学校に持ち帰り伝達学習を行うという内容でした。学習の目的は「外見や考え、環境などが異なる人たちと一緒に、できるだけ快適に暮らすための方法を考え、よりよい社会の一員としての視点を身につける」です。日程は10月22日(水)で18名の生徒と引率の先生が9時半から3時まで当センターで学習することになりました。

当日までに学校側と何度も相談をして決めた内容は ①聴覚障害者センターの概要について②聴覚障害って何?③盲ろう者の話しを聞きふれあってみる④中途失聴者・難聴者について理解するがテーマです。

「センターの概要」でのスタジオ見学は、自分たちの姿が映像に映し出されているのを見て大はしゃぎ。こちらの予想通り画面の中でピースサインの花が咲き乱れていました。

「盲ろう者とのふれあい」では盲ろう者友の会の協力をいただき、盲ろう者の手のひらに自分の名前を指で書いて伝える経験をしました。全員、自分の名前を伝えることができました。また易しい漢字の名前なら漢字のほうが伝わりやすいことも経験できました。

この経験は、中学生の記憶の中では小さな面積かもしれませんが、でも、この記憶はきっと奥深いところで留まっているに違いないと思っています。



タツノオトシゴ

私は視聴率の高いNHK朝の連続テレビ小説「マッサン」を飽きることなく観ています。初めて日本でウイスキーを創るドラマの内容ですが、主演のマッサン、エリー夫婦が、国際結婚であり、とても珍しい昭和初期でした。特に外国人のエリーさんが、偏見や差別されても奮闘してきたことは大変感心しています。私も同じ経験をしてきました。旅行の予約を拒否された問題などがいまだに解消されていません。皆さん、ご存知のように2016年4月より、障害者差別解消法が施行されますが、今、すぐでも障害者差別を解消してほしいです。また、私たちは、「手話言語法」制定を目指すために、滋賀県内の県市議会に「手話言語法」意見書請願をすべて採択されました。全国的に手話の理解が広がっています。皆さんの輪になって必ず成功に向けてがんばっていきましょう。皆さん、素晴らしい一年でありますように。

(K. O)